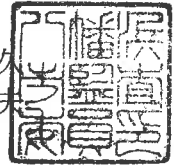




八 監 第 9 1 号  
令和元年7月12日

八 幡 浜 市 長 大 城 一 郎  
八 幡 浜 市 議 会 議 長 新 宮 康 史 様  
官 内 財 産 区 議 会 議 長

八幡浜市監査委員 中 島 和  
同 山 本 儀



定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により令和元年度定期監査を行ったから、同条第9項の規定に基づき、その結果に意見をつけて報告する。

定期監査報告書

令和元年5月～6月執行分

八幡浜市監査委員

# 目 次

## 定期監査報告書(令和元年5月～令和元年6月執行分)

一 監査の概要 .....	1
二 監査の結果 .....	1
・議会事務局 .....	3
・保内庁舎管理課 .....	5
(宮内財産区を含む)	
・水道課 .....	10
・市立八幡浜総合病院 .....	15
・生活環境課 .....	19

## 一. 監査の概要

### ①・監査の対象、実施日、場所、監査を行った委員

監 査 対 象	監 査 月 日	監 査 場 所	監査を行った委員
議 会 事 務 局	5 月 1 5 日	監 査 事 務 局	中 島 和 久 夫 山 本 儀 夫
保 内 庁 舎 管 理 課 (宮内財産区を含む)	5 月 2 2 日	監 査 事 務 局	中 島 和 久 夫 山 本 儀 夫
水 道 課	5 月 2 4 日	監 査 事 務 局	中 島 和 久 夫 山 本 儀 夫
市立八幡浜総合病院	6 月 3 日	市立八幡浜総合病院	中 島 和 久 夫 山 本 儀 夫
生 活 環 境 課	6 月 2 7 日	監 査 事 務 局	中 島 和 久 夫 山 本 儀 夫

### ②・監査の方法

主として平成30年度において執行された事務事業について資料の提出を求め、分掌事項の管理運営等につき事情を聴取して監査し、必要により他年度にも及ぼした。

## 二. 監査の結果は、次のとおり



議 会 事 務 局

(1) 職員の配置と事務分掌

議会事務局職員は、局長以下5人であり、次のとおり3係を置いて、所管事務を分掌している。



(単位:人)

局 長	主幹兼次長	次長兼係長	専門員兼係長	主査	合 計
1	1	1	1	1	5

(2) 予算の執行状況

当事務局関係予算の執行状況(平成31年3月末日現在)は、次表のとおりである。

歳入予算現額 1,000円に対し、調定額 0円、収入済額 0円(執行率 0.0%、徴収率 -%)となっている。

歳出予算現額 109,110,000円に対して、支出済額は 106,778,294円(執行率 97.9%)で、支出済額の主なものは、議員報酬58,908,000円、議員期末手当18,911,900円、市議会議員共済会負担金22,211,200円となっている。

交際費については 65件、333,171円の支出となっている。

平成30年度 予算執行状況表 (H31.3.31現在)

(歳入)

(単位:円)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	執行率	徴収率
諸収入	1,000	0	0	0	0.0%	-%

(歳出)

(単位:円)

款	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
議会費	109,110,000	106,778,294	2,331,706	97.9%

(職員の人件費を除く)

(3) 議会の活動状況

平成30年中（H30.1.1～H30.12.31）の議会の活動状況は、次のとおりである。

議 会	市議会定例会・臨時会	4回開催	延日数	19日	出席率	99.01%	
	市議会協議会	11回開催	延日数	11日	出席率	97.73%	
	常任委員会	開会中	21日	延日数	23日	出席率	99.61%
		閉会中	2日				
特別委員会	開会中	20日	延日数	44日	出席率	98.77%	
	閉会中	24日					
出 張	議長会	5回	延人員	9人	延日数	14日	
	委員会行政視察研修	3回	延人員	30人	延日数	80日	
	諸会議調査陳情ほか	29回	延人員	38人	延日数	55日	

なお、他市議員の来訪は、山形県鶴岡市外9市から58人となっている。

(4) 経理事務と備品管理

経理事務については、関係諸帳簿を検証したところ数字は証拠書類と一致しており、経理事務に不都合は認められなかった。

備品を備品台帳と照合（摘出法）したところ、員数は一致しており、その取り扱いは適当と認められた。

(5) 監査の結果

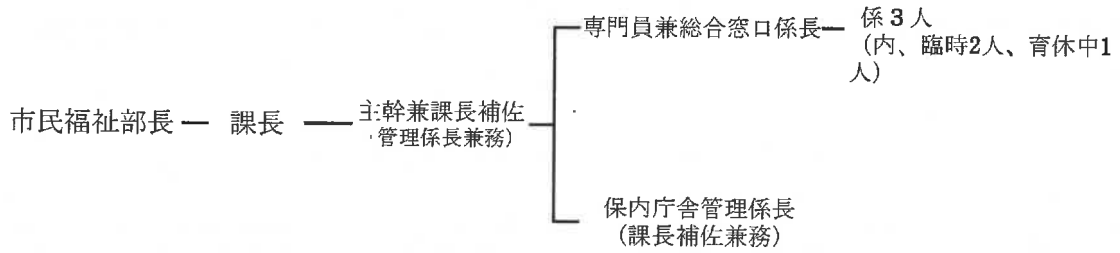
事務は概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

保内庁舎管理課

(1) 職員の配置と事務分掌

保内庁舎管理課は市民福祉部に所属し、職員は課長以下6人（臨時2人、育休中1人を含む）であり、次のとおり2係に配置し、所管事務を分掌している。

(R元. 5. 1現在)



(単位：人)

課長	主幹兼 課長補佐	専門員 兼係長	主任	臨時	合計
1	1	1	1	2	6

平成31年3月末現在住民基本台帳世帯人口調査表（保内地区）

地区別	世帯数	人口		
		男	女	合計
喜 須 来	1,203	1,318	1,421	2,739
川 之 石	1,327	1,262	1,449	2,711
宮 内	1,519	1,676	1,806	3,482
磯 津	301	225	289	514
合 計	4,350	4,481	4,965	9,446



## (2) 予算の執行状況

当課関係予算の執行状況（平成31年3月末現在）は、次表のとおり歳入予算現額7,474,000円に対して、調定額7,275,954円、収入済額6,854,663円（執行率91.7%）となっており、歳出は、予算現額32,109,000円に対して、支出済額23,764,838円（執行率74.0%）で予算残額は8,344,162円となっている。

収入済額の内訳は、使用料及び手数料では、財産管理使用料1,250,700円、火葬場使用料715,000円、戸籍住民基本台帳関係証明手数料2,250,550円、財産収入では、青石寮跡地を職員駐車場に貸し出ししている貸付料1,849,419円が主な収入である。

支出済額の主なものは、総務費では庁舎電気代など光熱水費9,537,102円、建築保全業務等庁舎管理委託料2,663,834円、民生費では、診療バス運行委託料1,145,664円である。

平成30年度 予算執行状況表（H31.3.31現在）

（歳入）

（単位：円）

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	執行率	徴収率
使用料及び手数料	4,725,000	4,505,135	4,311,372	193,763	91.2%	95.7%
財産収入	1,905,000	1,913,419	1,849,419	64,000	97.1%	96.7%
諸収入	844,000	857,400	693,872	163,528	82.2%	80.9%
合計	7,474,000	7,275,954	6,854,663	421,291	91.7%	94.2%

（歳出）

（単位：円）

款	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
総務費	29,986,000	21,798,426	8,187,574	72.7%
民生費	2,123,000	1,966,412	156,588	92.6%
合計	32,109,000	23,764,838	8,344,162	74.0%

（職員の人件費を除く）

(3) 事務実績

ア 戸籍、住民登録事務等

使用料及び手数料収入等を伴う窓口事務の取扱い件数、窓口業務時間延長利用人数は、次のとおりとなっている。

(7) 戸籍住民基本台帳関係証明手数料

件名	一件(円)	件数	金額(円)
戸籍(謄・抄本)	450	844	379,800
除籍(改正原戸籍)	750	600	450,000
戸籍証明	350	4	1,400
附票	300	94	28,200
住民票	300	2,701	810,300
個人番号カード再交付	800	2	1,600
通知カード再交付	500	11	5,500
証明(住民票記載事項証明・身分証明等)	300	194	58,200
印鑑証明	300	1,676	502,800
印鑑登録	300	239	71,700
車臨時番号	750	19	14,250
合計		6,384	2,323,750

(イ) 火葬場使用料

68件(4月～3月) 715,000円

(ロ) 電子証明書発行手数料(200円/1件)

2件 400円

(エ) 窓口業務時間延長利用人数

54人(4月～3月)

イ 福祉関係庶務

保内町での住民福祉サービスの窓口として、次の業務を行っている。

(7) 福祉関係庶務に関すること。

障害者等の手帳申請受付	46件
有料道路割引申請受付	
自立支援医療支給認定申請受付	34件
補装具及び日常生活用具交付申請受付	49件
重度障害者(児)外出支援事業	50件(タクシー券) 16件(バス券)
重度心身障害者医療受付	193件
子ども医療受付	383件
ひとり親家庭医療受付	71件

児童手当受付	550件
児童扶養手当受付	48件
特別障害者手当受付	7件
特別児童扶養手当受付	2件
税等収納事務	666件
遺族会関係の会費等の徴収（保内町32地区）	

(イ)日本赤十字社の運営に関すること。

- ・社資募金の受け取り（各区長）  
平成30年度 1,052,940円

ウ 高齢者関係庶務

- ・高齢者外出支援事業  
169件(タクシー券) 148件(バス券)  
外出支援バス通院利用者数 2,099人(241日)
- ・老人クラブの指導、育成  
総会 年1回 役員会9回

エ 管理業務等

(ア)保内庁舎の管理運営全般

保内庁舎に係る文書の収発、防災行政無線、庁用車、用品等の運用管理や市の収納業務など、その他保内庁舎の他課に属さない業務全般を担っており、保内庁舎業務の利便性の確保や市民サービスの向上に努めている。

(イ)区長会（27行政区）

この制度は、保内各地区の連絡網として、昭和30年4月、4ヶ町村合併時に保内町区長設置条例が制定され、平成19年度まで継承されていた制度である。

合併協議会では当分の間、区長制度の継続が承認されていたが、新市での二制度の存在は好ましくないとの理由により、調査検討した結果、平成19年度で区長設置条例を廃止した。平成20年度より、旧八幡浜市同様、任意の自治組織となったが、現状のまま行政と地域の繋がりに協力していく旨決定し活動している。

(ウ)宮内財産区事務局

明治13年頃から造林を始め、今日まで、計画的な森林施業を実施し、昭和30年代以降、財産区の収益を、地域の公共施設及び教育活動の整備財源として活用し、地域の福利増進に大きく貢献してきた。

運営については、議会制を執っており、宮内地区9行政区から9名の議員を選出、任期は、平成27年7月24日から令和元年7月23日までの4年間となっている。

位置 保内町宮内地区東北部の銅ヶ鳴山の支脈に接し、標高250m～700mの山嶺の南西に面し、一団地として位置している。又、宮内川の水源で、水は農業用水、飲料水に利用されている。

面積 113.47ha

(檜 63.80ha 杉 46.28ha 松 2.66ha その他広葉樹 0.73ha)

平成30年度歳入歳出予算執行状況 (H31.3.31日現在)

歳入 2,833,546円 (収入済額)

歳出 1,270,508円 (支出済額)

差引 1,563,038円

(4) 経理事務と備品管理

経理事務については、関係諸帳簿を検証したところ、数字は証拠書類と一致しており、経理事務に不都合は認められなかった。

備品を備品台帳と照合（摘出法）したところ、員数は一致しており、その取り扱いは適当と認められた。

(5) 監査の結果

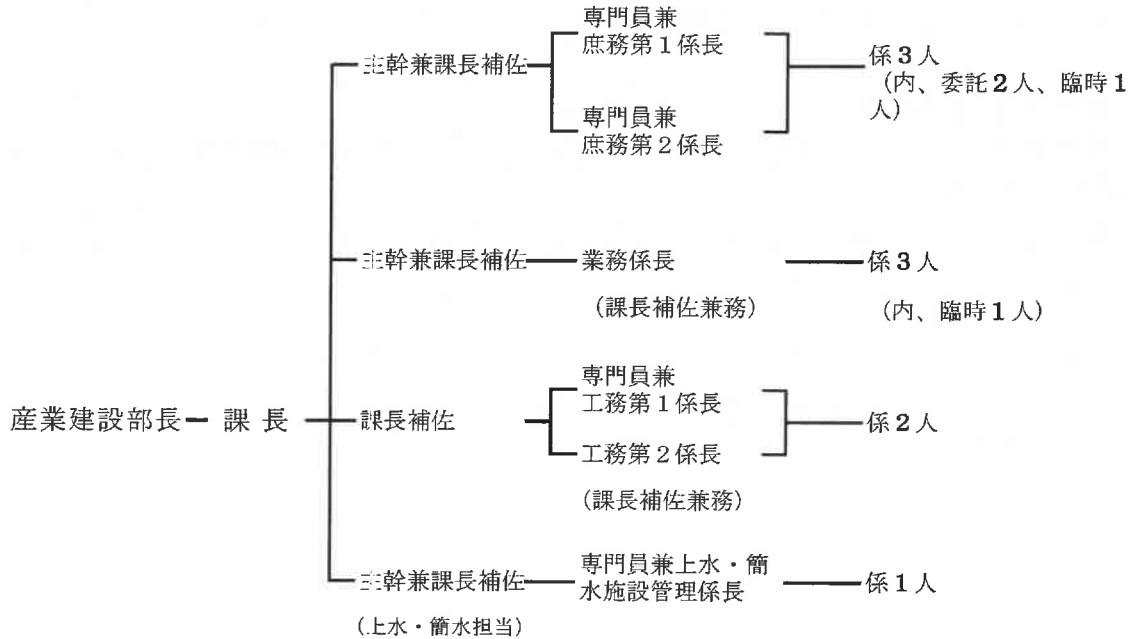
事務は概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

## 水 道 課

### (1) 職員の配置と事務分掌

水道課は産業建設部に所属し、職員は課長以下**18**人（委託**2**人、臨時**2**人を含む。条例定数**20**人）であり、次のとおり**6**係に配置し、所管事務を分掌している。

(R元.5.1現在)



課長	主幹兼課長補佐	課長補佐	専門員兼係長	専門員	委託	臨時	合計
1	3	1	4	5	2	2	18

管理者は、置いていないので市長がその権限を行使している。（地方公営企業法第8条第2項）

出納事務は、企業出納員**2**人（水道課長、会計課長）、現金取扱員**9**人を配置し、出納取扱金融機関（同法施行令第**22**条の**2**）に、㈱伊予銀行を指定している。

### (2) 水道事業予算の執行状況

#### ア 収益的収支

次表に示したように収益的収入は、予算現額**927,494,000**円に対して、決算額**952,723,458**円（執行率**102.7%**）、収益的支出は、予算現額**914,556,000**円に対して、決算額**852,571,129**円（執行率**93.2%**）で、収支差引額**100,152,329**円となっている。なお、収益的支出・営業費用の予算残額**47,210,009**円のうち**4,940,000**円は、地方公営企業法第26条第2項の規定により翌年度に繰り越して使用する経費である。

## 収益的収入

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額	予算に比べ決算額の増減	執行率	うち仮受消費税
1 水道事業収益	927,494,000	952,723,458	25,229,458	102.7%	60,550,480
(1) 営業収益	769,919,000	793,874,034	23,955,034	103.1%	58,586,699
(2) 営業外収益	157,573,000	158,849,424	1,276,424	100.8%	1,963,781
(3) 特別利益	2,000	0	△ 2,000	0.0%	0

## 収益的支出

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額	予算残額	執行率	うち仮払消費税
1 水道事業費用	914,556,000	852,571,129	61,984,871	93.2%	29,677,525
(1) 営業費用	850,096,000	802,885,991	47,210,009	94.4%	29,670,499
(2) 営業外費用	62,789,000	48,469,938	14,319,062	77.2%	407
(3) 特別損失	1,671,000	1,215,200	455,800	72.7%	6,619

## イ 資本的収支

次表に示したように、資本的収入は、予算現額 391,784,000円に対して、決算額は 369,514,000円（執行率 94.3%）、資本的支出は、予算現額 568,000,600円に対して、決算額は 534,127,182円（執行率 94.0%）で、収支差引不足額 164,613,182円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,470,115円、過年度分損益勘定留保資金 146,143,067円で補填しており、補填財源は適当なものと認めた。なお、資本的支出・建設改良費の予算残額 33,872,490円のうち 17,131,000円は、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する経費である。

## 資本的収入

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額	予算に比べ決算額の増減	執行率
1 資本的収入	391,784,000	369,514,000	△ 22,270,000	94.3%
(1) 企業債	187,800,000	171,700,000	△ 16,100,000	91.4%
(2) 補助金	84,864,000	84,864,000	0	100.0%
(3) 固定資産売却代金	1,000	0	△ 1,000	0.0%
(4) 短期貸付金返還金	500,000	500,000	0	100.0%
(5) 負担金	56,019,000	55,250,000	△ 769,000	98.6%
(6) 出資金	62,600,000	57,200,000	△ 5,400,000	91.4%

## 資本的支出

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額	予算残額	執行率	うち仮払消費税
1 資本的支出	568,000,600	534,127,182	33,873,418	94.0%	28,848,930
(1) 建設改良費	441,835,600	407,963,110	33,872,490	92.3%	28,848,930
(2) 企業債償還金	125,665,000	125,664,072	928	100.0%	0
(3) 短期貸付金	500,000	500,000	0	100.0%	0

### ウ その他

平成26年4月から消費税率が8%に改正され、収益的収支・資本的収支に伴う消費税の決算処理が行われた結果、収支差引 81,317,190円の当年度純利益となった。

これを、前年度繰越利益剰余金 57,113,145円に加えると、当年度未処分利益剰余金は 138,430,335円となる。

予算に定められている一時借入金の借入れはなく、たな卸資産購入については、限度額予算 6,480,000円に対して、執行額は 4,927,824円で、限度内の執行となっている。

### (3) 水道事業の運営管理について

#### ア 事業実績について

本年度における事業実績及び対前年度比較は、次表のとおりである。

区 分	単 位	平成30年度	平成29年度	対前年度比率
給 水 戸 数	戸	15,437	15,544	99.3 %
年 間 総 給 水 量	m <sup>3</sup>	3,481,302	3,528,367	98.7 %
一 日 平 均 給 水 量	m <sup>3</sup>	9,538	9,667	98.7 %

八幡浜市の人口に対して、上水道普及率は 95.53%で、給水区域内における上水道普及率は 99.85%となっている。

有収率は 80.87%（前年度 80.52%）と前年度より 0.35ポイント改善している。

#### イ 事業収益について

事業収益（税抜き額）の調定額は 892,274,732円で、前年度に比べ 15,049,818円（1.7%）減少している。

主な内訳は、営業収益の調定額 735,287,335円（前年度比 12,110,688円、1.6%の減少）、営業外収益の調定額 156,987,397円（前年度比 2,927,110円、1.8%の減少）となっている。

給水収益の現年度徴収率は 90.82%で、欠損処分額 387,140円の内容を検討したが、やむを得ない理由によるものと認めた。

未収入金が多いのは3月分の使用料が4月に納入されるためであり、この納入金を入れて計算した平成30年度の徴収率は 98.89%となっている。

#### ウ 事業費用について

総費用は 810,957,542円で、前年度と比較し 18,959,052円（2.4%）増加している。経費内容の主なものを構成比で見ると、人件費 13.4%、物件費その他 48.7%（うち受水費 28.3%）、動力費 4.7%、減価償却費 29.2%、支払利息 4.0%となっている。

今年度の南予水道企業団からの受水費用は 229,163,300円となっている。

#### エ 供給単価及び給水原価

水の給水原価は、1 m<sup>3</sup>当たり 212.53円（前年 202.66円）、供給単価は、1 m<sup>3</sup>当た

り 210.00円（前年 209.95円）で、差し引き 2.53円の給水損となっている。

オ 施行工事の概要

平成30年度に施行した工事の契約方法は、管理規程の定めによる指名競争入札で行っており、その方法は、適当なものと認めた。

(4) 財産の状況

資産、負債、資本の状況と平成30年度中における増減及び財政分析、経営分析、資金計画状況については、決算審査意見書で記述する。

(5) 簡易水道事業特別会計

ア 予算の執行状況（H31.3.31日現在）

次表に示したように、予算現額 12,441,000円に対して、収入額 1,029,610円（執行率 8.3%）、主な収入は、事業収入 1,024,310円（水道使用料 72,310円・水道手数料 952,000円）となっており、不足する財源は一般会計から繰り入れる。

歳出は、予算現額 12,441,000円に対して支出済額 11,342,289円（執行率 91.2%）となっている。内訳は、人件費 7,301,920円、施設維持管理費 2,309,909円、公債費元利償還金 1,730,460円となっている。

平成30年度 予算執行状況表（H31.3.31現在）

（歳入）

（単位：円）

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	執行率	徴収率
事業収入	1,130,000	1,084,360	1,024,310	60,050	90.6%	94.5%
繰入金	11,281,000	0	0	0	0.0%	—%
諸収入	30,000	15,300	5,300	10,000	17.7%	34.6%
合計	12,441,000	1,099,660	1,029,610	70,050	8.3%	93.6%

（歳出）

（単位：円）

款	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
総務費	10,709,000	9,611,829	1,097,171	89.8%
公債費	1,732,000	1,730,460	1,540	99.9%
合計	12,441,000	11,342,289	1,098,711	91.2%

（職員の人件費を含む）

イ 施設その他

施設は11施設（簡易水道6、条例水道4、共同給水施設1）で、計画給水人口は2,550人、給水人口は1,175人となっている。

(6) 経理事務

予算差引簿、各台帳整理、補助簿、たな卸表を検証したが、経理に関する事務は、適当と認めた。



(7) 監査の結果

次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。

(8) 監査意見

水道使用料における過年度未収金は、前年度比 **40,748円**の減の **4,930,887円**となっている。平成**30**年度(平成**31**年**4**月末)の給水収益徴収率は **98.89%**で、前年度に比べ **0.04**ポイント増となっている。

また、有収率は **80.87%**で、前年度に比べ **0.35**ポイント増となっている。

今後も、水道事業の健全な運営維持を図るため、未収金の削減や有収率の改善に努められたい。

市立八幡浜総合病院

(1) 職員配置及び事務分掌 (R元年6月1日現在)

病院職員は、次表に示したように院長以下**221**人(条例定数**256**人)が、診療部(17科)、診療支援部(2科、6室、1局)、看護部(1係、4病棟)、医療安全管理部(2室)、健康管理部(2室)、事務局(5係)、医療情報部(1課-2係・3室、1室)の7部門で、担当事務(処務規則)を分掌し、医療サービスの向上、病院経営の効率化を図っている。

地方公営企業法第34条の2により管理者の権限は、市長が行い、出納取扱金融機関に㈱伊予銀行を指定している。

また、業務に係る出納その他の会計事務を行わせるため、企業出納員1人(事務局長)分任出納員6人を置いている。

採用者は、13人(医師5人、看護師7人、診療放射線技師1人(再任用))で、退職者は、14人(医師5人、看護師7人、診療放射線技師1人、保健師1人)となっている。

職 員 配 置 表 (R元年6月1日現在)

職 名	技 術 職 員											事務職員その他の職員			合 計		
	医 師	薬 劑 師	放 射 線 技 師	検 査 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	言 語 聴 覚 士	管 理 栄 養 士	臨 床 工 学 技 士	助 産 師	看 護 師		小 計	事 務 職 員		そ の 他	小 計
											看 護 師	準 看 護 師					
人員	22	7	6	9	10	4	2	4	3	4	133	3	207	13	1	14	221

条例定数 256人

(2) 予算の執行状況

ア 収益的収支

次表に示したように、収益的収入は、予算現額 **4,919,109,000**円に対して、決算額は **4,881,898,130**円(執行率 **99.2%**)、収益的支出は、予算現額 **4,914,559,000**円に対して、決算額は **4,794,518,993**円(執行率 **97.6%**)であって、収支差引額 **87,379,137**円の黒字となっている。

収益的収入

(単位:円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	執 行 率	うち仮受消費税
1 病院事業収益	4,919,109,000	4,881,898,130	△ 37,210,870	99.2 %	18,269,854
(1) 医業収益	4,084,996,000	4,042,237,894	△ 42,758,106	99.0 %	12,469,288
(2) 医業外収益	834,113,000	839,660,236	5,547,236	100.7 %	5,800,566

収益的支出

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	予 算 残 額	執 行 率	うち仮払消費税
1 病院事業費用	4,914,559,000	4,794,518,993	120,040,007	97.6 %	123,915,508
(1) 医業費用	4,797,574,000	4,679,824,887	117,749,113	97.5 %	123,710,868
(2) 医業外費用	116,985,000	114,694,106	2,290,894	98.0 %	204,640

イ 資本的収支

次表に示したように、資本的収入は、予算現額 268,084,000円に対して、決算額は 192,199,000円（執行率 71.7%）、資本的支出は、予算現額 331,007,000円に対して、決算額は 243,992,701円（執行率 73.7%）であり、収支差引不足額 51,793,701円は、過年度分損益勘定留保資金 51,354,560円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 439,141円で補填しており、補填財源は適当なものとして認められた。

資本的収入

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	執行率
1 資本的収入	268,084,000	192,199,000	△ 75,885,000	71.7 %
(1) 企業債	177,100,000	101,000,000	△ 76,100,000	57.0 %
(2) 貸付金回収金	500,000	500,000	0	100.0 %
(3) 負担金	90,484,000	90,484,000	0	100.0 %
(4) 国県補助金	0	215,000	215,000	- %

資本的支出

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率	うち仮払消費税
1 資本的支出	331,007,000	243,992,701	34,860,000	52,154,299	73.7 %	7,607,482
(1) 病院整備事業費	183,319,000	103,905,607	34,860,000	44,553,393	56.7 %	7,607,482
(2) 企業債償還金	129,188,000	129,187,094	0	906	100.0 %	0
(3) 短期貸付金	500,000	500,000	0	0	100.0 %	0
(4) 投 資	18,000,000	10,400,000	0	7,600,000	57.8 %	0

ウ その他

平成26年4月から消費税率が8%に改正され、収益的収支・資本的収支に伴う消費税の決算処理が行われた結果、収支差引 86,939,996円の当年度純利益の計上となった。この利益と前年度未処理欠損金1,137,003,131円と合算すると、当年度未処理欠損額は 1,050,063,135円となっている。

予算に定められている一時借入金の借入れはなく、流用禁止科目についての、流用はなかった。たな卸資産購入については、限度額予算 950,717,000円に対して、執行額は 825,869,418円で、限度内の執行となっている。

(3) 事業の経営管理について

ア 事業実績について

本年度における事業実績及び対前年度比較は、次表のとおりである。

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	(A)		(B)		(A)-(B)	(A)/(B)
1 病 床 数	256	床	256	床	0	100.0 %
(一般病床)	254	床	254	床	0	100.0 %
(感染症病床)	2	床	2	床	0	100.0 %
2 患 者 数	157,532	人	157,032	人	500	100.3 %
(1日平均)	567	人	563	人	4	100.7 %
(1)入 院	57,962	人	59,134	人	△ 1,172	98.0 %
(1日平均)	159	人	162	人	△ 3	98.1 %
(2)外 来	99,570	人	97,898	人	1,672	101.7 %
(1日平均)	408	人	401	人	7	101.7 %
3 資 産 購 入 費	86,900,007	円	54,365,372	円	32,534,635	159.8 %
4 病 院 建 設 事 業 費 他	17,005,600	円	35,746,084	円	△ 18,740,484	47.6 %

病床利用率は 73.3% (前年度 74.7%) となっている。

イ 事業収益について

総収益 4,863,628,276円 (税抜き額)、医業収益は 4,029,768,606円で、前年度に比べ 132,675,270円 (3.4%) の増加、その内訳は、入院収益 2,551,240,580円 (前年度比 2.3%増)、外来収益 1,173,849,026円 (前年度比 7.8%増)、その他医業収益 304,679,000円 (前年度比3.0%減) となっている。

医業外収益は 833,859,670円で、前年度に比べ 27,590,401(3.4%) 増加している。

医業収益の現年度分徴収率は 85.4% (前年度 83.8%) である。

なお、徴収率が低い理由は、制度上医療保険の収入が約1～2ヵ月後に収納されるためである。

過年度分未収金は、医業外未収金 230,308円を含めた総額で 44,872,136円 (前年度比 11.0%減) となっている。

不納欠損処分された金額は 2,655,438円 (89件) で、その内八幡浜市債権管理条例に基づき処理された過年度分医業未収金は 1,409,576円 (28件) となっている。

ウ 事業費用について

総費用 4,776,688,280円（税抜き額）、前年度に比べ 245,570,176円（5.4%）増加している。

事業費用を用途別に分類すると、次のとおりである。

区 分	平成30年度 決算額(円)	構成比(%)	平成29年度 決算額(円)	前年比(%)
給 与 費	2,454,260,536	51.4 %	2,337,709,736	105.0 %
薬 品 費	401,471,200	8.4 %	372,519,188	107.8 %
診 療 材 料 費	354,146,237	7.4 %	311,147,228	113.8 %
医療消耗備品費	10,368,661	0.2 %	8,658,949	119.7 %
光 熱 水 費	91,959,237	1.9 %	85,462,867	107.6 %
賃 借 料	59,633,679	1.2 %	36,486,006	163.4 %
委 託 料	532,577,729	11.1 %	523,117,668	101.8 %
減 価 償 却 費	532,141,327	11.1 %	539,094,882	98.7 %
支 払 利 息	31,623,065	0.7 %	31,989,550	98.9 %
その他の費用	308,506,609	6.6 %	284,932,030	108.3 %
合 計	4,776,688,280	100.0 %	4,531,118,104	105.4 %

薬品購入は、競争見積による単価契約を行い、診療材料は、競争見積による随意契約を行っている。

(4) 財政の状況

資産、負債、資本の状況と平成30年度中における増減及び財政分析、資金計画実施状況については、決算審査意見書で記述する。

(5) 経理事務

予算差引簿、総勘定元帳、金銭出納簿、固定資産台帳、企業債台帳、その他補助簿、伝票諸表を検証したが、経理に関する事務は適当と認めた。

(6) 監査の結果

次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。

(7) 監査意見

平成30年度決算は、特別利益・特別損失がなく86,940千円の当年度経常利益及び純利益となり、未処理欠損金は前年度の1,137,003千円から1,050,063千円へと改善している。今後も継続して事業利益を確保することで、病院経営の健全化に努められたい。

病院事業における過年度未収金は44,872千円、前年比で5,546千円減少してはいるが、依然として多額である。今後も未収金発生時の早期対応、債権管理室との緊密な連携、弁護士法人への委託等、未収金対策に取り組まれたい。

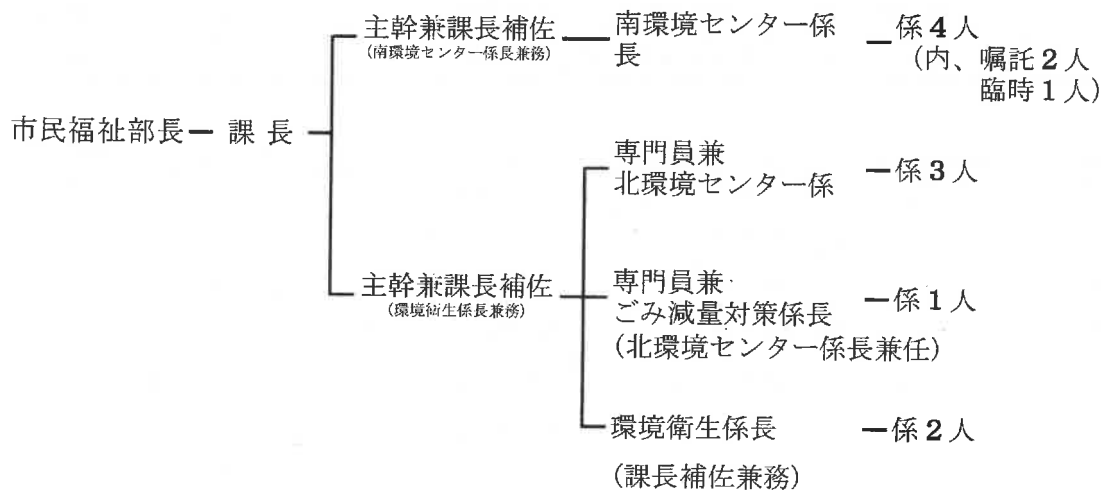
医師・看護師不足については厳しい状況が続いている。医師・看護師の人材確保の施策を積極的に行い、医療スタッフの充実、良質な医療提供により市民の信頼・期待に応えるよう努められたい。

## 生活環境課

### (1) 職員の配置と事務分掌

生活環境課は市民福祉部に所属し、職員は課長以下**14**人（嘱託**2**人、臨時**1**人を含む）であり、次のとおり**4**係に配置し、所管事務を分掌している。

(R元. 6.1現在)



(単位：人)

課長	主幹兼 課長補 佐	専門員 兼係長	専門員	主査	作業長	作業員	嘱託	臨時	合計
1	2	1	2	2	1	2	2	1	14

### (2) 予算の執行状況

当課関係予算の執行状況は、次表のとおりである。

歳入は予算現額**414,556,000**円に対して、調定額及び収入済額ともに**402,534,305**円（執行率**97.1%**）となっている。

歳出は予算現額**919,204,000**円に対して、支出済額**860,200,989**円（執行率**93.6%**）となっている。

平成30年度 予算執行状況表 (R元. 5. 31現在)

(歳入)

(単位:円)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	執行率	徴収率
分担金及び負担金	292,138,000	286,751,927	286,751,927	0	98.2%	100.0%
使用料及び手数料	27,802,000	39,862,965	39,862,965	0	143.4%	100.0%
国庫支出金	41,862,000	21,969,457	21,969,457	0	52.5%	100.0%
県支出金	5,101,000	5,100,000	5,100,000	0	100.0%	100.0%
財産収入	5,000	5,181	5,181	0	103.6%	100.0%
繰入金	8,100,000	6,821,500	6,821,500	0	84.2%	100.0%
諸収入	39,548,000	42,023,275	42,023,275	0	106.3%	100.0%
合計	414,556,000	402,534,305	402,534,305	0	97.1%	100.0%

(歳出)

(単位:円)

目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
災害援助費	40,000,000	0	40,000,000	0.0%
環境衛生費	5,448,000	4,652,834	795,166	85.4%
環境対策費	24,159,000	22,659,317	1,499,683	93.8%
葬祭施設費	34,385,000	32,155,432	2,229,568	93.5%
清掃総務費	24,474,819	22,623,165	1,851,654	92.4%
塵芥処理費	163,932,000	162,946,114	985,886	99.4%
南環境センター管理費	480,249,000	473,531,549	6,717,451	98.6%
北環境センター管理費	17,592,000	14,519,696	3,072,304	82.5%
ごみ処理広域化対策費	33,005,181	33,005,181	0	100.0%
し尿処理費	87,859,000	87,286,201	572,799	99.3%
双岩地区基盤等整備費	8,100,000	6,821,500	1,278,500	84.2%
合計	919,204,000	860,200,989	59,003,011	93.6%

(職員の人件費を除く)

(3) 環境対策

環境対策関係費用として下記の事業に対し 146,753,784円が執行されている。

ア 公害対策

(ア) 大気汚染 (平成31年3月31日現在)

大気汚染防止法に基づく届出施設 ばい煙発生施設 26事業所 54施設  
 一般粉じん発生施設 4事業所 5施設  
 県公害防止条例に基づく届出施設 ばい煙発生施設 2事業所 4施設  
 一般粉じん発生施設 6事業所 12施設

施設

(イ) 水質汚濁 (平成31年3月31日現在)

水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届出数 125社  
 うち規制対象(瀬戸内海関係50㎡以上) 8社  
 愛媛県公害防止条例 3社

河川の水質監視のため主要5河川7箇所を3ヶ月に1回、定期的に検査している。

(ウ)騒音（平成31年3月31日現在）

騒音規制法に基づく届出施設数 39事業所 194施設

県公害防止条例に基づく届出施設数 21事業所 332施設

環境騒音測定（一般地域） 6地点

騒音による環境悪化を未然に防止するため、類型別の実態調査を年1回実施している。測定結果は概ね良好であった。

(エ)振動（平成31年3月31日現在）

振動規制法に基づく届出施設数 2事業所

(オ)自動車公害

自動車騒音測定 主要幹線道路2地点で年1回実施、測定結果は概ね良好であった。

(カ)悪臭

騒音、振動と同様に規制地域内で規制するもので、愛媛県内においては、昭和49年4月に6市2町が規制地域の指定をされたが、本市は指定されていない。

(キ)土壌環境

事業活動その他人の活動に伴って生じた土壌の汚染状態の有無を判断する基準として、また汚染状態を解消するための有害物質の除去、無害化等の改善を講ずる際の目標となる基準を定めたものである。

本市における土壌環境に関する苦情は、現在のところ無い状況である。

平成30年度に市民から寄せられた苦情は、大気汚染1件、騒音1件、悪臭1件、その他ごみの不法投棄や野良猫等について2件、合計5件があった。

苦情については、当日処理を原則として現場へ出向き、規制基準値に該当しない場合が多いが、発生源者に対しては、対応策を示し、速やかに措置するよう指導している。

イ 地域省エネルギーと地球温暖化対策実行計画

(ア)地域省エネルギービジョン策定事業

京都議定書の温室効果ガス6%削減目標を達成するため、平成20年2月に八幡浜市地域省エネルギービジョンを策定している。

(イ)環境基本計画

平成24年9月の八幡浜市環境基本条例施行により、平成26年3月に「脱温暖化(総合性)」、「自然と共生(地域性)」、「参加と協働(主体性)」を重点プロジェクトとし、概ね20年後を目途に理想的な環境保全の実現を目指す環境基本計画の策定を行っている。

(ウ)地球温暖化対策実行計画

第1次八幡浜市地球温暖化対策実行計画は、平成20年度から24年度の5年間、第2次計画は平成26年度から平成30年度までの5年間、第3次計画は令和元年度から令和5年度までの5年間とし、平成31年3月、第3次八幡浜市地球温暖化対策実行計画として策定し、市ホームページにて公表している。

(エ)八幡浜市地域エネルギービジョン

八幡浜市総合計画及び八幡浜市環境基本計画との整合性を図りながら、エネルギー構造高度化・転換の可能性を検討し、八幡浜市地域エネルギービジョンを策定している。

(オ)八幡浜じゃこ天国油田化プロジェクト



廃棄物の減量化と循環型社会の構築を目指し、市内から排出される廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料に精製を行い、ごみ収集車等に使用している。

この取組は、水産練り製品、なかでも「じゃこ天」の製造が盛んな八幡浜市が廃食油という軽油に代わるバイオディーゼル燃料の油田を擁している国ということで名付けている。

#### ウ 環境美化運動関係

第32回空き缶ポイ捨て防止活動（参加人員 約300人）、保内地域美化活動（25地域が年間を通じ市道・公園・河川清掃等地区内清掃活動を実施：参加人員 2,964人）、諏訪崎ビーチクリーン運動（参加人員 185人）、学校による地域美化活動、環境月間、愛媛クリーン運動期間等において各種団体が公園・道路等の清掃活動を実施している。

#### エ 蓄犬登録、野犬捕獲等

狂犬病予防及び犬の被害防止のため、畜犬登録、予防接種、野犬捕獲、不用犬の引き取りの実施。

平成30年度

蓄犬登録	86頭（登録累計1,714頭）
不用犬引取等	13件
狂犬病予防接種頭数	967頭
犬・猫等死体処理件数	214件（犬2件、猫128件、その他84件）

#### オ 公衆衛生

##### (ア) 公衆トイレの管理及び清掃

不特定多数者が利用する公衆トイレの衛生保持のため、清掃管理に努めている。  
設置場所 片山町、海老崎、名坂、JR八幡浜駅前、JR千丈駅前、舌間宮島様の6箇所（真穴出張所は地元の自主管理）

平成30年度の清掃委託料支出額は、2,082,960円となっている。

##### (イ) 防疫薬剤の配布

蚊、ハエ等の害虫駆除及び発生防止のため、地区公民館等へ防疫薬剤を配布し、地域での公衆衛生環境づくりを推進した。ただし平成9年度から公共下水道の整備完了地域については、原則中止している。

#### カ 火葬場

火葬場やすらぎ聖苑は、平成21年9月1日より供用開始され、平成23年4月1日から指定管理者制度を導入している。

平成30年度及び過去の火葬場使用状況は、次表のとおりとなっている。

年度	稼働日数	市内			市外		死産等	計
		男	女	不詳	男	女		
26	252	264	301	2	14	12	4	597
27	258	274	269	6	13	21	8	591
28	263	273	280	0	19	4	9	585
29	271	284	295	0	2	7	7	595
30	258	281	270	1	8	6	9	575

#### キ し尿処理

し尿の処理は、民間3業者に汲取りを許可し、一楽園（施設事務組合処理場）に搬入して処理している。また大島地区は大島区への業務委託により処理している。

平成30年度におけるし尿処理関係に要した費用の支出額は87,286,201円で、この内施設事務組合負担金（し尿処理事業特別会計分）として83,646,000円が執行されている。

#### ク 温浴施設

平成28年8月4日に八幡浜黒湯温泉「みなと湯」がオープンしている。市民の健康管理、疲労回復、憩いと安らぎの場を提供するとともに、市外からの集客につなげることにより、官民一体となってまちの活力の維持・増進を図っている。

### (4) ごみ減量対策関係

平成30年度におけるごみの処理に要した費用の支出額は713,447,205円となっている。

#### ア ごみ収集体制等

ごみの減量化と資源化を推進し、資源循環型社会への構築を目指すため、容器包装リサイクル法に基づいて10種分別を行っている。

収集については、山間部を除いて、燃やすごみは、週2回、燃やさないごみは、月1回、資源ごみについては、ペットボトル・プラスチック製容器包装は月2～3回、その他については、月1回となっている。

業務を5業者及び大島区に委託し、平成30年度の収集運搬業務委託料の支出額は160,827,145円となっている。

南環境センター運転管理業務を年間197,974,800円（焼却施設137,160,000円、リサイクルプラザ60,814,800円）で委託契約している。

#### イ 中間処理

##### (7) 南環境センター

平成6年度から3か年事業で建設、平成9年4月1日から供用開始した。

この施設はダイオキシン類対策など環境保全に配慮した施設となっており、また不燃ごみ・粗大ごみから有価物を回収し、不用品の補修・再生及び再生品の展示販売等を行い、ごみ減量・資源化を図るためのリサイクルプラザも併せ持つ施設である。

ごみ焼却施設	処理能力	42t/24h×2炉	=	84t/日
リサイクルプラザ	〃	2.2t/h×5h	=	11t/日

資源ごみ手選別施設 " 0.98t/h×5h = 4.9t/日

南環境センターの処理状況

(単位：t)

年度	焼 却 施 設			リ サ イ ク ル プ ラ ザ	
	搬 入 量	焼 却 量	搬 出 量	搬 入 量	搬 出 量 (リサイクル)
26	18,663.45	18,295.30	1,882.71	1,377.63	951.59
27	18,617.70	17,587.04	1,692.73	1,365.72	945.83
28	17,899.85	18,723.96	1,808.59	1,326.67	837.82
29	19,957.48	20,567.62	1,976.56	1,340.64	829.98
30	20,259.88	21,170.45	2,018.75	1,420.00	881.42

(イ)北環境センター

この施設は、当初ごみ焼却、不燃物処理施設として運用を開始していたが、ダイオキシン類対策など環境保全の関係で平成14年焼却炉の使用を停止した。

現在この施設で不燃ごみ・資源ごみのびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装類の中間処理を行い、ごみの減量資源化を図っている。

不燃物処理施設 処理能力 5～10t/5h

(ウ)大島塵芥焼却場

平成8年10月に簡易焼却炉を設置したが、ダイオキシン類対策特別措置法基準改正により、平成13年1月から焼却を中止し、南環境センターへ運び処理している。

ウ 最終処分

(ア)諏訪崎一般廃棄物最終処分場

昭和57年12月28日に公有水面埋め立て許可を得て、昭和61年1月から使用開始し、その後2度の伸長申請を行い平成13年12月27日まで使用した。

(イ)八幡浜一般廃棄物最終処分場

平成10年に完成し現在に至っている。

計画埋立期間 23年間（2年間の延長申請：平成31年3月29日）

(ウ)大島不燃物処理場

昭和57年1月20日に許可を得て、再々伸長し平成18年3月28日までの竣工期間の承認であったが、平成17年度末に廃止となった。

エ ごみ減量化・資源化対策

(ア)ごみ処理有料化制度 平成9年7月1日から実施

平成26年4月1日からの販売価格は次のとおりとなっている。

指定ごみ袋	燃やすごみ	販売価格(大) 45 <sup>リットル</sup>	1枚	31円
		(中) 30 <sup>リットル</sup>	1枚	21円
		(小) 20 <sup>リットル</sup>	1枚	15円
	燃やさないごみ	(中) 30 <sup>リットル</sup>	1枚	21円

平成30年度の指定ごみ袋売却代金の調定額は 35,100,250円となっている。

(イ) 飲料用紙パックの拠点回収

再生利用を目的として、地域の公共施設等に回収ボックスを配置し、旧八幡浜地域では、平成3年度から、旧保内地域では、平成19年2月から回収している。

(ウ) 生ごみ堆肥化の推進

平成6年度から生ごみ処理容器購入費助成制度を設け、平成17年4月からマンションなどでも使用できる電気式の生ごみ処理機補助を開始し、平成30年度は286,300円（電気式生ごみ処理器8基）の執行額となっている。

（購入費の1/2、上限4万円）

(エ) 資源ごみ集団回収活動

小・中学校PTAなどが実施する資源ごみの集団回収活動について、回収機材の貸与や奨励金の交付などの補助を行っており、平成30年度は21団体に対し639,250円の奨励金を交付している。

(オ) 古着の拠点回収

各地区公民館等24箇所で拠点回収を行い、福祉行政の一環として浜っ子作業所における古着のリユース商品化、販売により作業所の運営資金化やリサイクル業者との提携による古着の再利用化、資源化に努めている。

(5) 経理事務と備品管理

経理事務については、関係諸帳簿を検証したところ数字は証拠書類と一致しており、経理事務に不都合は認められなかった。

備品を備品台帳と照合(摘出法)したが、員数は一致しており、その取り扱いは適当と認められた。

(6) 監査の結果

事務は概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

